

上越市規則第 40 号

上越市脱炭素住宅推進補助金交付規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国及び新潟県の取組と連携し、新築住宅等への太陽光発電システムの普及を促進することにより温室効果ガスの排出量を削減するために、予算の範囲内で交付する上越市脱炭素住宅推進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象住宅 太陽光発電システムを設置する戸建住宅をいう。
- (2) 国県補助金 次に掲げる要綱に基づく補助対象事業（市長が別に定めるものに限る。）により交付される補助金をいう。

ア こどもエコすまい支援事業補助金交付要綱（令和 4 年 1 2 月 2 日付け国住生第 2 5 0 号）

イ 二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（戸建住宅におけるネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（Z E H）化等支援事業交付要綱（平成 3 0 年 3 月 1 9 日付け環地温発第 1 8 9 0 1 9 2 8 号）

ウ 住宅・建築物需給一体型等省エネルギー投資促進事業費交付要綱（令和 3 年 3 月 2 6 日付け 2 0 2 1 0 1 2 8 財資第 1 9 号）

エ 新潟県版雪国型 Z E H 等導入促進補助金交付要綱（令和 5 年 5 月 3 1 日施行）

オ 住宅・建築物カーボンニュートラル総合推進事業補助金交付要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け国住生第 4 5 7 号）

カ 子育てエコホーム支援事業補助金交付要綱（令和 5 年 1 1 月 2 9 日付け国住生第 2 4 号）

- (3) 太陽光発電システム 自家消費型の住宅用太陽光発電システムをいう。

(交付対象者)

第 3 条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市の区域内で対象住宅の建築又は取得をする者
- (2) 登録申請日の属する年度内に対象住宅について国県補助金の交付確定を受ける者
- (3) 市税を滞納していない者

- (4) 本市の他の住宅の建築又は取得に係る補助金の交付を受けていない者
- (5) 本市が実施する施策に関する調査等に協力する意思を有する者
- (6) 暴力団（上越市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年上越市条例第34号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しない者
（登録）

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ交付対象者としての登録を受けなければならない。

（登録申請等）

第5条 前条の規定により登録を受けようとする者は、市長が別に定める募集期間内に上越市脱炭素住宅推進補助金交付対象者登録申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 国県補助金の交付決定通知書の写し（ただし、募集期間内において、交付申請を行ったにもかかわらず、交付決定通知書が到達しない場合にあつては、当該交付申請書）
- (2) 太陽光発電システムの設置場所、仕様及び規格が分かる書類の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があつたときは、これを審査し、交付対象者の登録の可否決定を決定したときは、上越市脱炭素住宅推進補助金交付対象者登録通知書（第2号様式）
却下
により通知するものとする。

（登録の取下げ）

第6条 前条第2項の規定により登録の決定を受けた者のうち、国県補助金の申請を取り下げ、若しくは却下されたとき又は太陽光発電システムの設置を中止しようとするときは、上越市脱炭素住宅推進補助金登録取下げ届出書（第3号様式）を速やかに市長に届け出なければならない。

（補助金の額等）

第7条 補助金の額は、国県補助金の交付確定額に100分の30を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、30万円を限度とする。

2 補助金の交付は、一の対象住宅につき1回を限度とする。

（交付申請等）

第8条 補助金の交付を申請しようとする交付対象者は、上越市脱炭素住宅推進補助金交付

申請書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、第5条第2項の規定による登録のあった日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 国県補助金の交付確定通知書の写し
- (2) 対象住宅の全景及び太陽光発電システムの設置状況が分かる写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、これを審査し、補助金の交付の可否を決定したときは、上越市脱炭素住宅推進補助金交付^{決定}通知書（第5号様式）により通知す_{却下}るものとする。

（決定の取消し）

第9条 市長は、交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

（補助金の返還）

第10条 市長は、前条の規定により当該補助金の交付の決定を取り消し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

（その他）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（施行期日）

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に交付され、又は保有している改正前の第1号様式は、当分の間、適宜、適切な修正を加えて、改正後の第1号様式に相当する様式として使用することができる。

第1号様式（第5条関係）

上越市脱炭素住宅推進補助金交付対象者登録申請書

年 月 日

（宛先）上越市長

次のとおり上越市脱炭素住宅推進補助金の交付対象者として登録したいので、関係書類を添えて申請します。

1 登録申請者

氏名又は 団体名及び 代表者名	
住所 (所在地)	〒 —
電話番号	
E-mail アドレス	
対象住宅 の所在地	<input type="checkbox"/> 同上（上記の住所と同じ場合は□にレ点を記入してください。）
	〒 —

2 国県補助制度

活用する 国県補助金	(該当する補助金の□にレ点を記入してください。)
	<input type="checkbox"/> こどもエコすまい支援事業
	<input type="checkbox"/> 子育てエコホーム支援事業
	<input type="checkbox"/> ZEH支援事業
	<input type="checkbox"/> 次世代ZEH+（注文・建売・TPO）実証事業
	<input type="checkbox"/> 次世代HEMS実証事業
	<input type="checkbox"/> 地域型住宅グリーン化事業
	<input type="checkbox"/> LCCM住宅整備推進事業
<input type="checkbox"/> 新潟県版雪国型ZEH支援事業	

国県補助金の 交付決定額又 は交付申請額 (A)	_____円
-----------------------------------	--------

3 市補助制度

交付申請 予 定 額	_____円 (千円未満切り捨て)
	【算出方法】 国県補助金の交付決定額又は交付申請額 (A) × 30/100 (30万円を限度とする。)

添付書類 (□にレ点を記入してください。)	
<input type="checkbox"/>	交付決定通知書の写し (ただし、募集期間内において、交付申請を行ったにもかかわらず、交付決定通知書が到達しない場合にあつては、当該交付申請書)
<input type="checkbox"/>	太陽光発電システムの設置場所、仕様及び規格が分かる書類の写し
誓約・同意事項 (□にレ点を記入してください。)	
<input type="checkbox"/>	市税の滞納がないことを確認するため、_____課の職員が納税状況を閲覧することに同意します。
<input type="checkbox"/>	本市の他の住宅の建築又は取得に係る補助金の交付を受けていません。
<input type="checkbox"/>	上越市が実施する施策に関する調査等に協力します。
(上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約)	
(1) 補助金を暴力団の活動に使用しません。	
(2) 補助金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。	
(3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、補助金の交付対象者の登録若しくは交付の決定を取り消され、又は交付を受けた補助金を返還することを承諾します。	
<input type="checkbox"/>	上記について誓約します。

第2号様式（第5条関係）

上越市脱炭素住宅推進補助金交付対象者登録
決定
通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市長

年 月 日付けで申請のあった上越市脱炭素住宅推進補助金交付対象者
と お り 決 定
の登録について、次の したので通知します。
理由により申請を却下

決 定	登 録 番 号	第 号
	交付申請予定額	円
却 下	理 由	

第3号様式（第6条関係）

上越市脱炭素住宅推進補助金登録取下げ届出書

（宛先）上越市長

年 月 日

住所（所在地）_____

団体名_____

氏名（代表者名）_____

登録番号 _____ 第 _____ 号

年 月 日付けで登録された上越市脱炭素住宅推進補助金について、次の理由により取り下げたく届け出ます。

取下げの理由	
--------	--

第4号様式（第8条関係）

上越市脱炭素住宅推進補助金交付申請書

（宛先）上越市長

年 月 日

次のとおり上越市脱炭素住宅推進補助金の交付を受けたいので申請します。

氏名又は 団体名及び 代表者名	
住 所 (所在地)	〒 —
電話番号	
E-mail アドレス	
対象住宅の 所 在 地	<input type="checkbox"/> 同上（上記の住所と同じ場合は□にレ点を記入してください。） 〒 —
登 録 番 号	第 号
国県補助金の 交付確定額 (A)	円
市補助金の 交付申請額	円（千円未満切り捨て） 【算出方法】 国県補助金の交付確定額（A）×30/100（30万円を限度とする。）

添付書類（□にレ点を記入してください。）
<input type="checkbox"/> 国県補助金の交付確定通知書の写し
<input type="checkbox"/> 対象住宅の全景及び太陽光発電システムの設置状況が分かる写真

振込先口座情報 ※申請者名義の口座に限る。							
金融機関名		支店名					
預金種目	普通・当座	口座番号					
フリガナ							
口座名義							
誓約・同意事項（□にレ点を記入してください。）							
<input type="checkbox"/> 市税の滞納がないことを確認するため、 課の職員が納税状況を閲覧すること に同意します。							
<input type="checkbox"/> 本市の他の住宅の建築又は取得に係る補助金の交付を受けていません。							
<input type="checkbox"/> 上越市が実施する施策に関する調査等に協力します。							
<p>（上越市暴力団の排除の推進に関する条例に基づく暴力団の排除のための誓約）</p> <p>(1) 補助金を暴力団の活動に使用しません。</p> <p>(2) 補助金の交付の対象となる事業により暴力団に対し利益を供与することはありません。</p> <p>(3) (1)又は(2)に反する場合は、この申請を却下され、補助金の交付対象者の登録若しくは交付の決定を取り消され、又は交付を受けた補助金を返還することを承諾します。</p>							
<input type="checkbox"/> 上記について誓約します。							

第5号様式（第8条関係）

上越市脱炭素住宅推進補助金交付 決定 通知書
却下

第 号
年 月 日

様

上越市長

年 月 日付けで交付申請のあった上越市脱炭素住宅推進補助金につ
と お り 決 定
いて、次の 理由により申請を却下 したので通知します。

決 定	交付決定額	円
	交 付 条 件	1 この補助金の対象となる事業及びその内容は、 年 月 日付けによる交付申請書記載のとおりとする。 2 上越市脱炭素住宅推進補助金交付規則に従うこと。
却 下	理 由	